

附属機関の名称

燕市文化会館運営審議会

設置の目的

燕市文化会館条例第16条第1項に基づき、燕市文化会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、以下、所掌事務を行う。

所掌事務

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 会館の運営に関すること
- (2) 会館の事業計画に関すること
- (3) その他会館の運営に必要な事項に関すること

委員構成

審議会の委員の定数は、10人以内とする。

任期

2年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

委員名簿

委員	伊 皆 桂 子	3号委員（社会教育関係機関の代表者）
委員	上 野 史 朗	1号委員（文化団体代表者）
委員	宇佐美 由美子	1号委員（文化団体代表者）
委員	田 野 正 則	3号委員（社会教育関係機関の代表者）
委員	寺 澤 清 仁	2号委員（職見を有する者）
委員	山 口 博 幸	4号委員（公募による一般市民）
委員	小 林 香 織	4号委員（公募による一般市民）